

◎新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例（条例第42号）

- 1 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている地域経済及び住民生活の支援並びに地域経済の活性化への対応に要する経費の財源に充てるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日等
 - （1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - （2） この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）